

仕事と介護の両立支援制度一覧

	制 度	内 容	取得上限 (参考：法定基準)
休職前	積立保存休暇	配偶者、子、父母及び配偶者の父母並びに同居家族の看護にて使用可能な有給休暇	年 20 日
休職	介護休職	介護のための休職	介護を必要とする家族一人につき、通算 3 年まで ※介護休職期間の範囲内で、同一の家族につき複数回取得可能 (法定：通算 93 日まで)
勤務 配慮	半日年休	半日単位の年次有給休暇	年 12 回 (6 日分)
	介護休暇	家族の介護のための休暇	年 5 日 (要介護状態の家族が 2 人以上の場合は 10 日)
	勤務時間短縮等の措置	介護をするための勤務時間短縮の制度	介護休職とは別に、通算 3 年まで
	所定外労働の免除	所定外労働時間の免除	—
	時間外労働の制限	月・年の時間外労働時間の制限 (月 24 時間、年 150 時間まで)	
	深夜業の制限	深夜労働の制限 (午後 10 時から午前 5 時まで)	